

# 名護市公認キャラクターデザイン利用に関する規定

## (目的)

第1条 この規程は名護市公認キャラクター「なぐうえ〜かた」（以下キャラクター）デザイン利用に関し、必要な事項を定めるものである。

## (公認キャラクターに関する権利)

第2条 公認キャラクターに関する一切の権利は、市に返属する。

## (利用許可申請)

第3条 キャラクターを利用する者は（以下申請者）、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更する場合についても同様とする。但し、新聞・テレビ・雑誌等報道関係者が報道目的に利用する場合はこの限りではない。

2. 申請者は、**利用申請書**（別記様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる資料・完成見本等
- (3) その他、市長が必要と認める資料

## (利用許可の期間)

第4条 キャラクター等の利用許可の期間は、第3条の規程により利用許可を受けた日からその日が属する年度の末日（3月31日）までとする。期間満了後、引き続きキャラクター等を利用する場合は、改めて申請を行い利用許可を受けなくてはならない。

## (利用許可の制限)

第5条 市長は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市長及び沖縄県観光の信用やイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は支援する恐れがあると認められる場合

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) キャラクター等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (7) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (8) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に避難されるべき関係を有する者が利用しようとする場合
- (9) その他、市長が別に定める要件に該当しない場合

#### （利用料）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公認キャラクターの利用を**無料**にする。

- (1) 国、又は県内の地方公共団体が公共用に使用する場合。
- (2) 沖縄県内の自治会、NPO その他の公共的団体等が公益的な活動のために使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) 旅行代理店及び公共交通機関が行う広告等並びに出版社がその発行する雑誌等において使用する場合で、当該使用により県への誘客効果が期待できる場合。
- (5) その他、無料とする公益上の必要があると認める場合。

#### （利用上の遵守事項）

第 7 条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用内容にのみ利用すること。
- (2) 許可をうけた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 当該利用に係る完成品または写真を提出すること。
- (4) キャラクター等を用いた場合、キャラクター名以外に下記クレジットを明示しなければならない。

#### ※スペースがある場合

名護市公認キャラクター「なぐうえーかた」

#### ※スペースが少ない場合

「なぐうえーかた」

- (5) その他、市長が定める要件。

(利用責任)

第8条 市長は、キャラクター等の利用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2. 利用者は、キャラクター等の利用に際し故意又は重大な過失により市長に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市長に賠償しなければならない。
3. 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い市長に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
4. キャラクター等を利用した食品の商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い市長に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(利用の独占禁止)

第9条 本利用許可の申請は、利用者が自己の商標登録や意匠とするなど、独占してキャラクター等を利用する権利を付与するものではない。また、商品、利用者等について市長及び名護市の推奨を行うものではない。

(許可内容の変更等)

第10条 利用者が利用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(許可取消し)

第11条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の取り消しを命じることができる。

- (1) 利用者が、利用上の遵守事項に違反した場合
  - (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (3) 申請内容と異なるキャラクター等の利用をした場合
  - (4) その他キャラクター等の利用継続が不適當であると認められた場合
2. 市長は、前項の規程による利用許可の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第12条 市長は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

(利用状況の調査)

第13条 利用者は、市長からキャラクター等の利用状況について調査依頼を受けた場合は、利用状況を調査・報告しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(名護市観光協会への委任)

第15条 市はロゴ等の商標登録を名護市観光協会（以下「観光協会」という。）へ委任する。

2 観光協会は、営利を目的としたロゴ等使用申請及び承諾に係る一切の事務を行うこととする。この場合、この規程を準用する。この規程中「市長」とあるのは「観光協会」と読み替えることとする。

附 則 この規程は、平成26年9月9日から施行する。

■ 出演依頼申請書提出・お問い合わせ先

〒905-0017

沖縄県名護市大中1丁目19-24 名護市産業支援センター

TEL : (0980)53-7755 FAX : (0980)52-1797

E-mail : kanko@nagomun.or.jp

公益財団法人名護市観光協会